

第9回 総会議事録

1 開催の日時 令和3年3月26日(金)午後2時00分～午後3時15分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟3階 第2常任委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第58号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第59号 令和3年度松江市農業委員会事業計画の決定について

報告第17号 会長専決処分の報告

報告第18号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 石倉 由美子 (出)	2番 足立 裕子 (出)	3番 勝田 達雄 (出)
4番 宮廻 彰夫 (出)	5番 渡部 文明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 角田 正紀 (出)	8番 古藤 一郎 (出)	9番 岸本 定朝 (出)
10番 角 智則 (出)	11番 青砥 芳美 (出)	12番 磯部 美津子 (出)
13番 吉岡 雅裕 (出)	14番 松本 喜次 (出)	15番 永江 りえ (出)
16番 矢野 秀行 (出)	17番 富士本 数彦 (出)	18番 高橋 裕典 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主任主事	山田 真之
農地係長	野津 慎一	農地係主事	伊藤 謙
農地係主幹	森田 稔		
農地係副主任	高尾 祥和		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第9回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届はございません。委員定数19名のうち、19名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。17番委員、18番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の森田主幹と山田主任主事をお願いします。それでは、議事に入ります。

議第55号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議第55号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は4件4筆で、所有権移転案件が4件です。

それでは、55番の案件についてご説明いたします。申請は、上本庄町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受け人の世帯は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、56番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町下意東の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、田植機、稲刈り機、ハーベスター、軽トラックを共同所有され、耕うん機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、57番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町錦新町四丁目の畑1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。なお、譲受人の住所は●●●ですが、申請地に隣接する土地に転居を予定されております。受け人の世帯は、トラクター、耕うん機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、58番の案件についてご説明いたします。申請は、玉湯町湯町の田1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、耕うん機等の農業用機械を借用されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくご説明いたします。

議長
10番委員
議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につしまし

議	長	て、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第55号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第55号は、原案のとおり許可することに決めます。 次に議第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		議第56号、今月の農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。 4条26番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町錦浜の5筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが農用地区域です。転用目的は、営農型太陽光発電設備です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は14,901㎡の内20,94㎡、所要面積も同様の20,94㎡です。この面積は太陽光パネルの支柱部分の面積になります。事業計画ですが、営農型太陽光発電設備の一時転用の更新案件として平成30年4月26日に許可を受けたものの再度の更新となるものです。これまでパネル下部ではオオバコ、ローズマリー、レモンバーム、榊等を栽培されておりましたが、今後はローズマリーと千両万両に力を入れ、6月頃を目途に東側すべてにローズマリー、西側すべてに千両万両を植える予定です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、土地改良区からは、特に排水について周辺農地に悪影響を及ぼすことがないよう対策を講じる旨の意見が提出されております。 以上上程いたしました案件は農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議	長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
10番委員	議	事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
	長	3月19日の運営委員会の協議前に、運営委員6名で現地確認を行っておりますので、私の方からご報告いたします。排水等の整備も現在行われ、ほぼ終わっております。今までなかなか作物ができなかったが、指導を行って作物を作ることに専念してもらっています。土の調達も目途が立ったということ聞いています。運営委員会においても問題はないだろうと判断しました。 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
7番委員	議	私はこの案件は再認定はしてはいけないという立場で意見を述べる。周りの農家からは自分たちも太陽光発電をやったらどうだろうかと相談を受ける。国会でも農地にメガソーラーを作るとい議論があるが、我々は農地を守るという立場でやらないと農地がなくなってしまいます。本案件も柱を高くしてパネル下できちんと耕作をすることを言わないといけない。この案件については再認定はいけないという意見を述べさせていただきます。
事	務	局
		営農型太陽光発電は農業と発電の両立で、担い手の農業収入の拡大、耕作放棄地の再生に期待するという意味で認める方向になった。ただし、本案件は当初の計画どおりになっていないところがある。昨年12月に作業受託者を呼び、来年の営農計画を

事務局 作成することや、下地の土木工事を含めてしっかりと営農ができるように、十分に作物ができるように改良するよう指導している。排水路工事、畝たても順調に進んでいる。今後は知見を持った方からの意見を参考にしながら営農することを作業受託者に確認しており、事務局としては更新すべきと判断している。

議長 ほかにご意見はございませんか。

3番委員 土地改良区の意見で「土地改良施設の維持管理に支障がないよう対策を講ずること」とあるが、まだ、何かやらないといけないことがあるのか。

議長 作業受託者からは、土地改良区の意見に基づいて「排水対策をする」ということを聞いているので、今後確認していく。

3番委員 維持管理に支障がないように、今後、農業委員会として指導していくことをお願いしたい。

議長 ほかにご意見はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第56号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第56号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第56号は原案のとおり許可することに決めます。

事務局 次に議第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議第57号、今月の農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。初めに5条の96番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は佐草町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は居宅への進入路及び駐車場です。転用面積は273㎡、所要面積も同じく273㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、H20年ごろから譲受人が居宅への進入路及び駐車場として使用していたものであることから追認案件となり、始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条97番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、自己用住宅です。転用面積は356㎡、所要面積も同様の356㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、自己用住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の98番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域であることから第3種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅の建築です。転用面積は282㎡、所要面積も282㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画につ

事務局 きましてはご覧のとおりです。

つづいて5条の99番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町揖屋の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域です。転用目的は工事機械・車両の進入路及び資材搬入路です。許可該当条項は農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は85㎡の内8.43㎡、所要面積も8.43㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。一時転用期間は令和3年12月30日までです。事業計画ですが、隣地の住宅解体及び新築工事のために申請地を整地して工事車両の進入路及び資材搬入路として使用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条100番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大垣町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが用途変更済みで農用地区域内の農業用施設用地です。転用目的は、畜舎新築及び運動場の整備です。転用面積は1,779㎡、所要面積は、実測の1,820.01㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、ヤギを飼育するための畜舎及びヤギの運動の為の運動場を整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議10番委員 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

14番委員 100番の案件について、ヤギは何頭飼育予定か。

事務局 鳥取にいるヤギを50頭こちらに連れてくる計画である。

14番委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第57号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第57号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第57号については、原案のとおり許可することに決めます。

事務局 次に議第58号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議第58号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

事務局 ではまず、農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、生馬地区、田1筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により売りたいとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、

今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は、議案に記載のとおりです。所2は、朝酌地区、田1筆の贈与による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により贈与したいとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のため譲り受けたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。贈与のため、対価の支払いはありません。

つづいて農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。利1から利4は秋鹿地区の更新案件です。利5から利8は生馬地区の更新案件です。利9は持田地区の更新案件です。利10と利11は川津地区の案件で、このうち利10が新規の案件です。利12から利14は持田地区の更新案件です。利15から利17は朝酌地区の案件で、このうち利15が新規の案件です。利18から利20は本庄地区の案件で、このうち利20が新規の案件です。利21から利30は大庭地区の案件で、このうち利24から利27、利29が新規の案件です。利31から利46は忌部地区の案件で、このうち利31、利33、利37が新規の案件です。利47と利48は玉湯地区の更新案件です。利49は島根地区の更新案件です。利50から利71は鹿島地区の案件で、このうち利51から利53が新規の案件です。利72から利80は八雲地区の案件で、このうち利72が新規の案件です。利81から利85は東出雲地区の案件で、このうち利84を除く4件が新規の案件です。利86から利92は玉湯地区の案件で、このうち利86と利87、利90が新規の案件です。利93から利107は宍道地区の案件で、このうち利93、利95、利102、利104が新規の案件です。利108は八雲地区の更新案件です。利109と利110は本庄地区の案件で、このうち利109が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田263, 412㎡、畑5, 275㎡、合計面積268, 687㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1は秋鹿地区、機構転貸の更新案件です。転2は大野地区、機構転貸の新規案件です。転3から転12は古江地区、機構転貸の案件で、このうち転7から転10が新規の案件です。転13と転14は川津地区、機構転貸の更新案件です。転15から転17は竹矢地区、機構転貸の更新案件です。転18と転19は乃木地区、機構転貸の新規案件です。転20から転28は忌部地区、機構転貸の更新案件です。転29は古江地区、機構転貸の更新案件です。転30は大野地区、機構転貸の新規案件です。当該案件は、圃場整備の対象地区内の土地であり、登記地目が「田」、現況地目は「雑種地」となっています。今回の圃場整備工事完了後は、当該土地の一部は農業用施設として利用することが見込まれています。機構関連事業を使って圃場整備事業を実施する際、地元負担をゼロにするためには、事業対象地の全てで中間管理権を設定することが要件となっているため、今回の総会でお諮りするものです。農業経営基盤強化促進法第4条第4項において、「農用地等」の定義として、「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地」と記載されているため、今回農用地利用集積計画に挙げ、お諮りいただくものです。なお、農業用施設用地部分は、工事完了後分筆される予定となっています。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田83, 205㎡、畑1, 260㎡、その他123㎡、合計面積84, 588㎡となります。

以上ご審議の程お願いいたします。

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議	長	(なしの声) ないようでございますので、採決いたします。議第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第58号は、原案のとおり決定することに決めます。
事	務	次に議第59号「令和3年度松江市農業委員会事業計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
議	長	(議案に基づき、令和3年度松江市農業委員会関係予算及び事業計画(案)について説明) 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
7	番	委員
事	務	以前に、農地の最適化活動の予算について、次年度には入れるということだったが説明された予算にない。また、他の農業委員会と予算を比較したことがあるか。
議	長	他の農業委員会と予算を比較まではしていません。最適化活動の予算は、委員の最適化活動に応じて報酬に反映しています。また、政策的な予算は市の予算に計上しています。
7	番	委員
事	務	委員報酬の中で活動するということを明確にしておくべきだ。他市の状況も把握しておくべきだ。
議	長	わかりました。 ほかにごございませんか。
議	長	(なしの声) ないようでございますので、採決いたします。議第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第59号は原案のとおり決定することに決めます。
議	長	次に、報告に入ります。報告第17号「会長専決処分の報告」、報告第18号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
議	長	(報告) 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第9回松江市農業委員会総会を閉会いたします。